



別紙様式第1号(第3関係)

平成 28 年 5 月 11 日

奈良市議会議長

浅川 仁 様

質問者 松石 聖一



文 書 質 問 票

奈良市議会基本条例第21条第1項の規定に基づき、次のとおり質問します。

| 質問事項 | 質問の具体的内容 | 回答者 |
|----------------|---|-----|
| 新斎苑の都市計画決定について | 火葬場の建設には当該地の都市計画決定が必要とされている。去る5月10日の建設企業委員会において、一般的な都市計画決定までの必要な期間について、最近の事例では、道路建設でも、素案作成から都市計画決定(都市計画法19条)、告示及び縦覧(同法20条)まで7カ月を要していることが明らかになった。火葬場の建設にかかる都市計画決定では、さらに多くの時間が必要と思慮される。現在本市では新火葬場の建設が課題となっているが、未だ素案作成まで至っていない。一方合併特例債の期限が刻々と迫っている状況から、このままでは、市民に対し責任を果たし得るかどうかが懸念するところでもある。 | 市長 |



| | | |
|--|---|--|
| | <p>については、以下 数点について質問する。</p> <p>① 合併特例債の期限をふまえ、今後都市計画決定までのスケジュールはどう考えているか。</p> <p>② 現候補地(横井町山林)の最終決定(計画決定または断念)の刻限についてどう考えているか。</p> <p>③ 現候補地は工費、工期、利便性、防災上の観点からも最適地とは言い難い。さらに、今後都市計画決定も難易度が相当高いと考える。第2、第3の候補地の検討はどうなっているのか。</p> <p style="text-align: center;">以上</p> | |
|--|---|--|

| | |
|-----|------------|
| 受付日 | 28年 5月 11日 |
| 送付日 | 28年 5月 12日 |